

長崎市在宅福祉推進事業実施要綱

平成12年3月31日
告示第147号

改正 平成13年 4月1日告示第133号
平成13年5月18日告示第208号
平成14年4月1日告示第189号
平成15年3月31日告示第180号
平成16年12月28日告示第595号
平成18年3月31日告示第250号
平成19年3月30日告示第254号の3
平成24年3月30日告示第242号
平成25年4月1日告示第256号
平成27年3月27日告示第181号
平成27年10月13日告示第641号
平成31年4月18日告示第240号

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者等（以下「要支援者」という。）に対し、生活支援及び要介護状態になることの予防のため在宅福祉サービスを提供することにより、要支援者の在宅生活の継続及び自立した生活を確保し、もって高齢者等の福祉の向上に資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 市長は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を実施するものとし、その事業内容は、別表第1のとおりとする。

- (1) 寝具洗濯乾燥サービス事業
- (2) 訪問理美容サービス事業
- (3) ふれあい訪問収集事業
- (4) 日常生活用具給付事業
- (5) 高齢者安心火災警報器給付事業

(委託)

第3条 市長は、利用者、サービスの内容の決定を除き、前条各号に掲げる事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人等（以下「実施法人」という。）に委託することができるものとする。

(実施法人の責務)

第4条 実施法人は、その事業の実施に当たっては、対象者の人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(指定業者)

第5条 市長は、第2条第4号及び第5号に規定する事業の実施に当たっては、市長が適当と認めた事業者（以下「指定業者」という。）により日常生活用具又は高齢者安心火災警報器（以下「用具等」という。）の給付を行うものとする。

2 指定業者は、用具等の給付に当たっては、その取扱いについて利用者等へ適切な指導を実施するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(利用対象者)

第6条 第2条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する事業を利用できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録され、現に市内に居住する者

- (2) おおむね65歳以上の者
 - (3) 別表第2に定める当該事業の利用対象者要件に該当する者
- 2 第2条第1項第3号に規定する事業を利用できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
- (1) 本市の住民基本台帳に記録され、現に市内に居住する者
 - (2) おおむね65歳以上の要支援又は要介護認定を受けた者、身体障害者、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）に規定する疾病に該当する者
 - (3) 別表第2に定める当該事業の利用対象者要件に該当する者
(申請)
- 第7条 利用者（前条第1項又は第2項に該当する者をいう。以下同じ。）は、第2条に定める事業を利用しようとするときは、長崎市在宅福祉推進事業利用申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (決定)
- 第8条 市長は、前条の申請があったときは、市長が別に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより事業の利用及び用具等の給付について決定し、長崎市在宅福祉推進事業利用決定・変更・却下通知書（第2号様式）により、その旨を利用者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の決定を行ったときは、次に掲げる利用券を利用者に送付するものとする。
- (1) 第2条第1号に規定する事業の決定 長崎市寝具洗濯乾燥サービス利用券（第3号様式）
 - (2) 第2条第2号に規定する事業の決定 長崎市訪問理美容サービス利用券（第4号様式）
(登録等)
- 第9条 市長は、事業の決定（変更を含む。以下この条、次条及び第12条において同じ。）を行ったときは、要生活支援者台帳（第5号様式）を作成し、併せて事業ごとに利用者の氏名、登録番号、住所及び事業決定の日等を記載した台帳を整備するものとする。
- (実施法人等への依頼)
- 第10条 市長は、第2条第1号から第3号までに規定する事業の利用を決定したときは、実施法人に長崎市在宅福祉推進事業実施依頼書（第6号様式）により事業の実施を依頼するものとする。
- 2 市長は、第2条第4号及び第5号に規定する用具等の給付を決定したときは、長崎市在宅福祉推進事業用具等納品依頼書（第7号様式）及び長崎市日常生活用具・高齢者安心火災警報器納品完了書（第8号様式）により、指定業者に用具等の納品を依頼するものとする。
- 3 第1項の規定により依頼書の送付を受けた実施法人は、正当な理由なく事業の実施を拒否することはできないものとする。
- (利用の制限)
- 第11条 市長は、第2条第1号及び第2号に規定する事業について、利用者に次の事由が生じたときは、事業の利用を制限することができるものとする。
- (1) 入院加療を要する病態であるとき。
 - (2) 他の利用者に感染するおそれがある疾病を有するとき。

2 市長は前項の規定に関わらず利用者に起因する理由によりサービスの提供が困難であると判断したときは、その利用を制限することができるものとする。

(変更等)

第12条 第2条第1号から第3号までに規定する事業の利用者に次に掲げる事由が生じたときは、利用者は、長崎市在宅福祉推進事業変更・取消・廃止届(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 決定された内容について変更又は取消しを希望するとき。
- (2) 事業の利用の廃止を希望するとき。
- (3) 死亡し、又は市外へ転出したとき。
- (4) 氏名又は住所の変更があったとき。

2 第8条第1項の規定は、前項第1号又は第4号の事由による変更の届出があったときについて準用する。

(利用の廃止)

第13条 市長は、第2条第1号から第3号までに規定する事業の利用者に次に掲げる事由が生じたときは、事業の利用を廃止することができるものとする。

- (1) 死亡し、又は市外へ転出したとき。
- (2) 別表第2に規定する利用対象者要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前条第1項第1号又は第2号若しくは前項第2号の規定により事業の利用の取消し又は廃止を行うときは、利用者に長崎市在宅福祉推進事業利用取消・廃止通知書(第10号様式)により、実施法人又は指定業者に長崎市在宅福祉推進事業依頼取消・廃止通知書(第11号様式)により、それぞれ通知するものとする。

(利用の申請等の結果に係る情報提供)

第14条 第7条に規定する利用の申請又は第12条第1項に規定する利用の変更等の届出(以下「利用の申請等」という。)を、居宅介護支援事業者が代行する場合において、当該利用の申請等に係る結果についての情報提供を求めようとする居宅介護事業者は、長崎市在宅福祉推進事業申請・届出結果提供依頼書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により情報提供を求められたときは、利用者からの同意があることを確認し、介護サービス計画作成以外の目的で利用しない旨の条件を付した上で、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める情報提供を行うものとする。

- (1) 第8条第1項(第12条第1項において準用する場合を含む。)による利用又は変更の決定をした場合 長崎市在宅福祉推進事業利用決定・変更・却下通知書の写しの提供
- (2) 第12条第1項第1号若しくは第2号又は第13条第1項の事由により利用の取消し又は廃止をした場合 長崎市在宅福祉推進事業利用取消・廃止通知書の写しの提供

(費用の負担)

第15条 第2条各号に規定する事業の実施の際に、実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

2 前項の実費は、市長が特に認めるときは、市長が負担することができるものとし、その取扱いは市長が別に定めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
(長崎市老人デイサービス事業実施要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 長崎市老人デイサービス事業実施要綱(平成8年長崎市告示第288号)
 - (2) 長崎市老人短期入所事業実施要綱(平成7年長崎市告示第44号)
 - (3) 長崎市痴呆対応型老人共同生活援助事業実施要綱(平成9年長崎市告示第457号)
 - (4) 長崎市日常生活用具給付等事業実施要綱(平成6年長崎市告示第124号)
 - (5) 長崎市配食サービス事業実施要綱(平成8年長崎市告示第116号)
 - (6) 長崎市ねたきり老人等介護者慰労金支給事業実施要綱(平成6年長崎市告示第206号)
 - (7) 長崎市老人寝具乾燥事業実施要綱(昭和61年長崎市告示第 号)
 - (8) 長崎市緊急通報システム事業実施要綱(平成6年長崎市告示第 号)
 - (9) 長崎市老人福祉電話設置事業実施要綱(平成5年長崎市告示第129号)
(長崎市配食サービス事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、現に配食サービスを利用している者は、第8条の決定を受けたものとみなす。
(長崎市緊急通報システム事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)
- 4 この要綱の施行の際、現に緊急通報システムを利用している者は、第8条の決定を受けたものとみなす。
(長崎市老人福祉電話設置事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)
- 5 この要綱の施行の際、現に老人福祉電話を利用している者は、第8条の決定を受けたものとみなす。
(外海町及び三和町の編入に伴う経過措置)
- 6 平成17年1月4日(以下「編入日」という。)の前日において旧外海町又は旧三和町の区域に住所を有し、外海町外出支援サービス事業実施要綱(平成13年4月1日施行。以下「外海町要綱」という。)又は三和町外出支援サービス事業実施要綱(平成12年三和町告示第11号。以下「三和町要綱」という。)の規定による決定を受けていた者で、編入日以後も引き続き当該区域内に住所を有する者に対する同事業の実施については、この要綱の規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間、外海町要綱又は三和町要綱の例による。

附 則(平成13年4月1日長崎市告示第133号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月18日長崎市告示第208号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(長崎市緊急通報体制等整備事業実施要綱の廃止)
- 2 長崎市緊急通報体制等整備事業実施要綱(平成12年長崎市告示第155号)は、廃止する。
附 則(平成14年4月1日長崎市告示第189号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の長崎市在宅福祉推進事業実施要綱に定める様式に寄る用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成15年3月31日長崎市告示第180号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市在宅福祉推進事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成16年12月28日長崎市告示第595号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市在宅福祉推進事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成18年3月31日長崎市告示第250号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市在宅福祉推進事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成19年3月30日長崎市告示第254号の3）

（施行期日）

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市在宅福祉推進事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市在宅福祉推進事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年3月30日長崎市告示第242号）

（施行期日）

- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市在宅福祉推進事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年4月1日長崎市告示第256号）

（施行期日）

- 1 この要綱は告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市在宅福祉推進事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成27年3月27日長崎市告示第181号）

この要綱は告示の日から施行する。

附 則（平成27年10月13日長崎市告示第641号）

この要綱は告示の日から施行する。

附 則（平成31年4月18日長崎市告示第240号）
（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市在宅福祉推進事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第2条関係）

事業名	事業内容
寝具洗濯乾燥サービス事業	寝具の衛生管理のため、寝具類の水洗い及び乾燥等のサービスを年4回を限度に実施する。
訪問理美容サービス事業	老衰、心身の障害、傷病等の理由により理容院や美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるように、訪問理美容サービスを年6回を限度に実施する。
日常生活用具給付事業	一人暮らし高齢者等に対し、電磁調理器、火災警報器（無線式連動型でないものに限る。）及び自動消火器を給付する。
ふれあい訪問収集事業	斜面地、路地奥及びエレベータが設置されていない中高層住宅等に居住する者で、ごみ出しが困難な者に、戸別収集を実施する。
高齢者安心火災警報器給付事業	一人暮らし高齢者等に対し、火災警報器（無線式連動型に限る）及び屋外警報ブザーを給付する。

別表第2（第6条関係）

事業名	利用対象者要件
寝具洗濯乾燥サービス事業	在宅で寝たきり等の状態にあり、寝具類等の衛生管理が困難な一人暮らしの高齢者等で、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、市民税が課されていない者
訪問理美容サービス事業	身体的及び住環境の要因により、一般の理美容サービスを利用することが困難な者
日常生活用具給付事業又は高齢者安心火災警報器給付事業	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らし高齢者等で、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、市民税が課されていない者
ふれあい訪問収集事業	身体的及び住環境の要因により指定されたごみステーションまで自力ではごみ出しが常時困難な者

第1号様式（第7条関係）

長崎市在宅福祉推進事業利用申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

長崎市在宅福祉推進事業を利用したいので、次のとおり申請します。

利用者 (申請者)	ふりがな		性別	男 女
	氏名		生年月日 (年齢)	明・大・昭 年 月 日 (歳)
	住所	〒	電話番号	

緊急連絡先（親族等連絡先）

ふりがな		性別	男 ・ 女	利用者 との 続柄
氏 名		生年月日 (年齢)	明・大・昭 年 月 日(歳)	
住所（居住地）	電話			

利用したいサービスに○印を付してください

<p>1 寝具洗濯乾燥サービス事業</p> <p>2 訪問理美容サービス事業</p> <p>3 ふれあい訪問収集事業（自宅周辺の地図を貼付した調査表を添付）</p> <p>4 日常生活用具給付事業（以下から希望の品目を選択してください。） 品目：電磁調理器、火災警報器、自動消火器</p> <p>5 高齢者安心火災警報器給付事業 添付書類：介護サービス計画又は介護予防サービス計画（該当者のみ）</p>

利用の決定又は対象者要件の確認に必要があるときは、介護サービス計画又は介護予防サービス計画を、長崎市が居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターから提供を受けることに同意します。

本人氏名

利用者以外の方が記入した場合ご記入ください

記入者氏名 (利用者との関係：) 電話：

第2号様式（第8条関係）

第 年 月 日

様

長崎市長



長崎市在宅福祉推進事業利用決定・変更・却下通知書

年 月 日付で申請がありました標記の件につきましては、次のとおり決定・変更・却下することといたしましたので通知します。

利用者	氏名		住所	
事業名				
登録年月日		登録番号		利用回数
変更・却下理由				
事業者名			電話番号	
用具名				
利用者負担額		円	公費負担額	円
摘要				
事業名				
登録年月日		登録番号		利用回数
変更・却下理由				
事業者名			電話番号	
摘要				

第3号様式（第8条関係）

（利用期限： ）

長崎市寝具洗濯乾燥サービス利用券			
利用者	氏名		登録番号
	住所		
実施日		実施品目	
指定店名			
上記のとおり決定する。			
年 月 日			
長崎市長			印

第4号様式（第8条関係）

（利用期限： ）

長崎市訪問理美容サービス利用券				
利用者	氏名		登録番号	
	住所			
実施日				
理美容サービス 実施者の記名欄				
上記のとおり決定する。 年 月 日 長崎市長 印				

要生活支援者台帳

年 月 日 調査		調査員氏名		調査員所属		要介護度	
ふりがな 氏 名		男 女		生年月日		明・大・昭 （ 歳）	
住 所		電話番号		Tel		-	
住 居 地		民生委員名		Tel		-	
□在宅		□施設入所 □入院		施設・病院名 期 間		-	
同居家族 （同居） 高齢者夫婦 （独居）		氏 名		性別		続柄	
		生年月日		年齢		職業	
		連絡先					
緊急時 連絡先		氏 名		関 係		住 所	
		電話番号					
住居の状況		所有形態		1.自家 2.借家 3.その他（ ）		専用居室	
		風呂		有・無		有・無（ ） 階	
		トイレ		和式・洋式			
		居住環境		斜面地区 平地		駐車場スペース	
		車の通る道路までの距離		m		階段の数	
						段（急傾斜・緩やか）	
		*住居状況の問題点					
医療保険		1.国保 2.社保 3.生活保護 4.後期		原爆手帳		有・無	
		身障手帳		有・無			
医療機関		①病院名		Tel		病名	
		②病院名		Tel		病名	
健康状態		現病歴		既往歴			
		疾病の生活影響		無・有（ ）			
		健康不安		無・有（ ）		精神安定	
						安定・不安定（ ）	
身体状況 ADL		寝たきり度		□自立 □J1 □J2 □A1 □A2 □B1 □B2 □C1□C2			
		食事		1自立 2一部介助 3全介助			
		排泄		1自立 2一部介助 3全介助			
		入浴		1自立 2一部介助 3全介助			
		着衣		1自立 2一部介助 3全介助			
		歩行		1自立 2一部介助 3全介助			
		視力		1普通 2弱視 3全盲		聴力	
						1普通 2やや難聴 3難聴	
		言葉		1普通 2やや不自由 3不自由			
		コミュニケーション		1自立 2やや困難 3困難			
認知症 症状		認知症基準		□自立 □I □IIa □IIb □IIIa □IIIb □IV □M			
		記 憶		無・有（ ）		失見当	
						無・有（ ）	
		攻撃的・自傷行為		無・有（ ）		不穏興奮	
						無・有（ ）	
		火の不始末		無・有（ ）		不潔行為	
						無・有（ ）	
		徘徊		無・有（ ）		失 禁	
						無・有（ ）	


生活状況	掃除(室内)	1 自立	2 やや困難	3 困難				
	掃除(風呂)	1 自立	2 やや困難	3 困難				
	掃除(庭)	1 自立	2 やや困難	3 困難				
	買物	1 自立	2 やや困難	3 困難				
	調理	1 自立	2 やや困難	3 困難				
	洗濯	1 自立	2 やや困難	3 困難				
	金銭管理	1 自立	2 やや困難	3 困難				
	書類管理	1 自立	2 やや困難	3 困難				
	服薬管理	1 自立	2 やや困難	3 困難				
	電話応対	1 自立	2 やや困難	3 困難				
	ゴミ出し	1 自立	2 やや困難	3 困難				
	通院受診	1 自立	2 やや困難	3 困難				
社会活動の状況・対人関係	訪問状況	親族→無・有(統所) → 訪問無・有(頻度等)						
		その他→無・有(統所) → 訪問無・有(頻度等)						
	友愛訪問	無・有	その他のネットワーク					
	地域の方との交流	無・有()						
	趣味	無・有(活動参加 無・有< >)						
	外出	(回程度) 自立・一部介助・全介助・していない						
	公共交通機関利用		タクシー利用					
*介護者の状況と問題点								
*その他生活支援上の問題点								
今後の方針				サービス利用意向				
次回把握予定日	年 月							
◆週間メニュー	曜	日	月	火	水	木	金	土
	午前							
	昼食							
	午後							
緊急通報システム	有・無			住宅改造助成		有・無		
日常生活用具	有・無			その他				
<p>地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係するものに提示することに同意します。</p>								
年 月 日 氏名 ㊞								

第6号様式（第10条関係）

長崎市在宅福祉推進事業実施依頼書

第 号
年 月 日

様

長崎市長 

長崎市在宅福祉推進事業実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり事業の実施を依頼します。

利用者	ふりがな		性別	男・女	生年月日		
	氏名		住所			電話	
事業名							
登録年月日		登録番号		利用回数			
連絡先	氏名			利用者との続柄			
	住所			電話			
(備考)							

第7号様式（第10条関係）

長崎市在宅福祉推進事業用具等納品依頼書

第 号
年 月 日

様

長崎市長 印

長崎市在宅福祉推進事業実施要綱第10条第2項の規定により、次のとおり用具等の納品を依頼します。

利用者	ふりがな		性別	男・女	生年月日	
	氏名		住所		電話	
申請者	氏名		続柄			
	住所		電話			
サービス名						
給付番号		給付決定日				
用具名			利用者負担額	円		
(備考)						

第8号様式（第10条関係）

長崎市日常生活用具・高齢者安心火災警報器納品完了書

給付番号	第	号	給付決定年月日	年	月	日
利用者	氏名		生年月日	年	月	日 (歳)
	住所					
給付する用具名 (型式、規格等)			価 格	円		
利用者負担額		円	公費負担額	円		
上記のとおり決定する 年 月 日 長崎市長 印						
受 領						
納品日	年	月	日	納品業者	印	
用具の受領者	住所					
	氏名		印	利用者との続柄		

第9号様式（第12条関係）

長崎市在宅福祉推進事業変更・取消・廃止届

年 月 日

（あて先）長崎市長

利用の決定に（変更・取消・廃止）する事由が生じたので、次のとおり届け出ます。

利用者 (申請者)	ふりがな		性別	男 女
	氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
	住所	〒 長崎市	電話番号	

変更、取消又は廃止する事業について記入してください。

事業名	
変更・取消・廃止理由	
変更・取消・廃止内容	
変更・取消・廃止期日	
事業名	
変更・取消・廃止理由	
変更・取消・廃止内容	
変更・取消・廃止期日	

利用の変更、取消、廃止の要件の確認に必要があるときは、介護サービス計画又は介護予防サービス計画を、長崎市が居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターから提供を受けることに同意します。

本人氏名

利用者以外の方が記入した場合ご記入ください


記入者氏名 _____ (続柄： _____) 電話： _____

第10号様式（第13条関係）

長崎市在宅福祉推進事業利用取消・廃止通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長 

年 月 日付第 号により決定した在宅福祉推進事業の利用は、次の理由により取消・廃止します。


利用者	氏名		性別	男・女	生年月日	
	住所				電話	
取消・廃止日	年 月 日					
サービス名						
登録年月日		登録番号		利用回数		
取消・廃止理由						
サービス名						
登録年月日		登録番号		利用回数		
取消・廃止理由						
(備考)						

第11号様式（第13条関係）

長崎市在宅福祉推進事業依頼取消・廃止通知書

第 号
年 月 日

様

長崎市長 

年 月 日付第 号により決定した在宅福祉推進事業の依頼は、次の理由により取消・廃止します。

利用者	氏名		性別	男・女	生年月日	
	住所				電話	
取消・廃止日	年 月 日					
申請者	氏名			続柄		
	住所				電話	
サービス名						
登録年月日		登録番号		利用回数		
取消・廃止理由						
サービス名						
登録年月日		登録番号		利用回数		
取消・廃止理由						
(備考)						

長崎市在宅福祉推進事業申請・届出結果提供依頼書

（あて先）長崎市長

介護サービス計画作成のため、次の申請・届出結果の提供を依頼します。

【居宅介護支援事業所記載欄】

長崎市在宅福祉推進事業申請・届出結果提供依頼者（居宅介護支援事業者）			
所在地	〒		
名 称			
代表者名		電話番号	

申請・届出結果提供対象者	氏名	
	住 所	
	申請・届出結果の提供を求める事業名	ア 寝具洗濯乾燥サービス事業 イ 訪問理美容サービス事業 ウ ふれあい訪問収集事業 エ 日常生活用具給付事業 オ 高齢者安心火災警報器給付事業

【介護支援専門員記載欄】

上記申請者の申請・届出結果の提供を受けた場合は、介護サービス計画作成以外の目的で使用しないことを約します。

介護支援専門員 氏名	印
------------	---

（あて先）長崎市長

長崎市在宅福祉推進事業申請・届出結果の提供にかかる同意書

介護サービス計画作成のため、上記の居宅介護支援事業所の介護支援員専門員に、長崎市が私の在宅福祉推進事業申請・届出結果の提供を行うことに同意します。

申請者氏名	印
-------	---

※介護サービス計画作成対象者の氏名の記入及び押印をして下さい。